

外国株式の配当の税金

POINT

外国で税金が源泉徴収されている外国株式の配当については、その外国税の徴収後の金額を基に、日本国内で所得税（復興特別所得税を含む）および住民税が源泉徴収されることになります。

1 概要

外国株式とは、海外（外国籍）の企業が発行する株式のことをいいます。課税等の順序を整理すると以下のとおりです。

- ①外国で課税される（国外源泉徴収）
- ②国内株式の配当と同様に課税される（国内源泉徴収）*

*国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合

- ③確定申告した場合には、外国税額控除の適用がある（配当控除の適用なし）

2 課税の取扱い

基本的な課税の取扱いは、国内株式の配当と同じです。上場株式等の配当は20.315%、上場株式等以外の配当は20.42%の税率で源泉徴収されます。上場株式等の配当を受け取った個人は、「申告不要」「申告分離課税」「総合課税」のいずれかを選択します。一方、上場株式等以外の配当を受け取った個人は、原則として総合課税として確定申告する必要があります。少額配当 P.101 に該当する場合、所得税については申告不要を選択することもできます。

申告方法と源泉徴収税率を表にまとめると、以下のようになります。

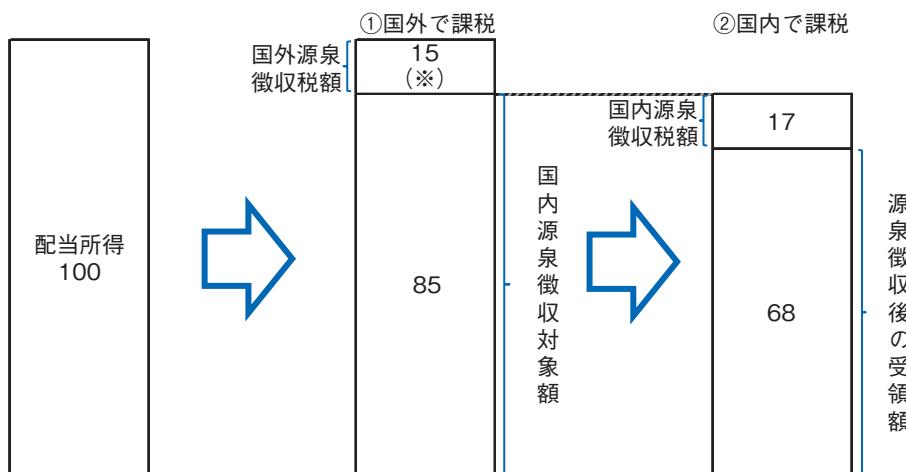
外国株式の配当の種類	申告方法	国内源泉徴収税率
上場株式等の配当	いずれかを選択（※1） <ul style="list-style-type: none"> ・申告不要 ・申告分離課税 ・総合課税（※2） 	20.315%
上場株式等以外の配当	少額配当	いずれかを選択 <ul style="list-style-type: none"> ・申告不要 ・総合課税（※2）
	少額配当以外	総合課税（※2）

※1 大口株主 P.101 は、総合課税しか選択できません。

※2 外国株式は、配当控除の対象外です。

3 上場外国株式の配当所得における源泉徴収

上場外国株式の配当について、すでに外国税が源泉徴収されている場合には、その徴収後の金額に対して、日本で20.315%の税率で源泉徴収されます。具体的には、配当を100、国外源泉徴収税額を15とすると、100から15を差し引いた85の20.315%に相当する税額17が、日本において源泉徴収されることになります。



※国外源泉徴収税額について、外国税額控除 P.203 を適用する場合には、確定申告が必要です。

4 邦貨換算方法

原則、支払開始日と定められている日の対顧客直物電信買相場 (TTB) で換算します (外国公社債の利子、外国投資信託の収益分配金についても同様です)。

2

第10節 外国証券投資

外国株式の売買の税金

POINT

- ①外国株式の売却益は、国内の株式と同様に申告分離課税の対象です。
- ②売却に伴って生ずる為替差損益は売却損益に含めて計算します。

1 外国株式の売買方法

外国株式を売買する方法には、証券会社等を通じて国内で上場されている外国株式を売買する方法、証券会社等を通じて海外で上場されている外国株式を売買する方法、証券会社等を相手方として売買する方法等があります。

2 売却損益における課税の取扱い

上場・未上場株式の売却損益における課税の取扱いは、下図のとおりです。

	上場	未上場
売却益		申告分離課税 20.315%
売却損		上場株と未上場株の売却損益の相殺 ⇒なし

なお、上場外国株式の売却損については、申告分離課税を選択した上場株式等グループの配当等・利子等・売却益・償還差益の金額から控除することができます。なお、控除しきれずに残った上場外国株式の売却損(日本で登録を受けている証券会社を通して行われた売却により生じたものに限る)は、確定申告をすることによって翌年以降3年間繰越することができます(繰越控除 [P.112](#))。

3 邦貨換算方法

外貨建株式等に係る売却損益を計算する場合には、売却収入と取得価額をそれぞれ邦貨に換算した上で計算します。したがって、取得時から売却時までの為替の変動による損益(為替差損益)は外国株式の売却損益に含まれます。なお、邦貨換算の方法は、原則として次のとおりです(外国公社債や外国投資信託の売却・償還差損益についても同様です)。

- ・売却収入・・・約定日における対顧客直物電信買相場(TTB)
- ・取得価額・・・約定日における対顧客直物電信売相場(TTS)

3

第10節 外国証券投資

外国公社債の税金

POINT

- ①特定公社債にあたる外国公社債の利子は、税率20.315%による申告分離課税の対象です。
- ②外国公社債の売却益および償還差益は、原則、譲渡所得として税率20.315%の申告分離課税の対象となります。

1 利子の取扱い

①特定公社債にあたる外国公社債の利子

20.315%の税率による申告分離課税の対象です。外国で課税(源泉徴収)された場合、その税額を控除した金額に税率20.315%が課されます。

外国税額控除 [P.203](#) の適用が受けられます。

②一般公社債にあたる外国公社債の利子

差額徴収方式 [P.202](#) による源泉分離課税の対象です。外国税額控除の適用はありません。

③外国通貨で支払いを受けた外国公社債の利子の計算

外国通貨で支払いを受けた外国公社債の利子を計算する場合には、記名・無記名の公社債の種類に応じて、次の表に掲げる日の対顧客直物電信買相場(TTB)により邦貨換算します。

外国通貨で支払を受けた利子の邦貨換算

	種類	邦貨換算日
①	記名の外国公社債の利子	支払開始日と定められている日
②	無記名の外国公社債の利子	現地保管機関等が受領した日

- ・②の場合、現地保管機関等から受領の通知が著しく遅延して行われる場合を除き、支払の取扱者が当該通知を受けた日を邦貨換算日として差し支えないといわれます。
- ・外国公社債の利子にかかる所得税の額から控除する外国所得税の邦貨換算については、当該外国公社債の利子にかかる邦貨換算日におけるTTBによるものとされます。

2 売却損益および償還差損益の取扱い

外国公社債の売却損益および償還差損益は、原則、譲渡所得として税率20.315%による申告分離課税の対象です。特定公社債にあたる場合は、上場株式等グループ [P.172](#) の配当等・利子等・売却損益・償還差損益との通算が可能となります。

種類	内容	所得区分	課税方式	税率	損益通算
特定公社債	利子	利子所得	申告分離(原則)	20.315%(※3)	可(※1)
	売却損益	譲渡所得 (原則)	申告分離 (原則)	20.315%	
	償還差損益				
一般公社債	利子	利子所得	源泉分離	20.315%	不可
	売却損益	譲渡所得	申告分離	20.315%	可(※2)
	償還差損益				

※1 上場株式等グループの配当等・利子等・売却損益・償還差損益との損益通算が可能となります。

※2 一般株式等グループの売却損益・償還差損益について損益通算は可能となります、その年に損益通算しても控除しきれない金額の翌年以降の繰越は不可となります。

※3 外国で課税(源泉徴収)された場合、外国税額を控除した後の金額に対して20.315%が課されます。

外国投資信託の税金

POINT

外国投資信託とは、外国の法令に基づいて設定・運用される投資信託で、会社型と契約型に大別されます。

1 概要

- ・会社型の外国投資信託の課税は、外国株式と同様の取扱いです。
- ・契約型の外国株式投資信託（以下、「外国株式投資信託」）の課税は、原則として国内株式投資信託と同様の取扱いです（特別分配金や配当控除の取扱いを除きます）。
- ・契約型の外国公社債投資信託（以下、「外国公社債投資信託」）の課税は、公社債と同様の取扱いです。
- ・会社型の外国投資信託および外国株式投資信託は、「上場株式等グループ」と「一般株式等グループ」に区分し [P.172](#)、外国公社債投資信託は「特定公社債等」と「一般公社債等」に区分して [P.194](#)、各々課税されます。

2 収益分配金にかかる税金

- ・外国投資信託は会社型と契約型に大別されます。
- ・会社型と契約型の外国投資信託、外国株式投資信託や外国公社債投資信託に対する課税関係は以下のとおりです。

	分類	種類	課税区分	所得		申告方法	源泉徴収税率（※1）	外国税額控除の適用
				所得	区分			
外国投資信託	会社型	上場	上場株式等グループ	配当所得	—	いずれかを選択 ・申告不要 ・申告分離課税 ・総合課税	20.315%	○（※2）
		未上場	一般株式等グループ		少額配当	いずれかを選択 ・申告不要 ・総合課税	20.42%	
					少額配当以外	総合課税	20.42%	
	契約型	外国株式投資信託	公募	配当所得	—	いずれかを選択 ・申告不要 ・申告分離課税 ・総合課税	20.315%	○（※2）
			私募		少額配当	いずれかを選択 ・申告不要 ・総合課税	20.42%	
		外国公社債投資信託	公募		少額配当以外	総合課税	20.42%	
			私募	利子所得	—	いずれかを選択 ・申告不要 ・申告分離課税	20.315%	○（※2）
					—	源泉分離課税	20.315%	—

※1 外国で課税（源泉徴収）された場合には、その税額を控除した金額に課税されます。

（一般公社債等に該当する外国公社債投資信託は差額徴収方式 [P.202](#) によります。）

※2 外国源泉税がある場合には、確定申告を行うことで外国税額控除の適用が受けられます。

3 売却および償還にかかる税金

- ・会社型の外国投資信託・外国株式投資信託・外国公社債投資信託の売却益および償還差益は、20.315%の税率による申告分離課税の対象です。
- ・会社型の上場外国投資信託・公募外国株式投資信託・公募外国公社債投資信託の売却損および償還差損は、上場株式等の配当所得・譲渡所得等や特定公社債等の利子所得・譲渡所得等との損益通算や3年間の繰越控除をすることができます。

外国投資信託の売却益の課税関係

	分類	種類		区分	申告方法	上場株式等グループとの 損益通算・繰越控除
外国 投資 信託	会社 型	上場		上場株式等 グループ	申告分離課税 (20.315%)	○
		未上場		一般株式等 グループ		×
	契約 型	外国株式 投資信託	公募	上場株式等 グループ	申告分離課税 (20.315%)	○
			私募	一般株式等 グループ		×
	外国公社債 投資信託		公募	上場株式等 グループ	申告分離課税 (20.315%)	○
			私募	一般株式等 グループ		×

5

第10節 外国証券投資

差額徴収方式

POINT

一般公社債にあたる外国公社債の利子は、外国税額と合計して20%を限度に日本で源泉徴収されます。復興特別所得税(外国税額を控除した後の所得税額×2.1%)もあわせて源泉徴収されます。この方法を差額徴収方式といいます。

なお、特定公社債にあたる外国公社債の利子に差額徴収方式は適用されません。

1 外国で源泉徴収されない場合

外国で源泉徴収されない場合、日本の投資家には利子の全額が支払われます。これについて20.315%の源泉徴収を日本で行うため、投資家の手取額は利子の全額の79.685%となります。

2 限度税率の範囲内で、外国で源泉徴収される場合

限度税率(租税条約で定められた当該国で課税できる最高税率)の範囲内で、外国で源泉徴収される場合は、以下の計算式の合計によって、日本での源泉徴収税額が定まります。

日本での源泉徴収税額 =

外国税額控除後の所得税額(イ) + 復興特別所得税額(ロ) + 住民税額(ハ)

(イ)利子金額 × 15% (所得税率) - 外国源泉徴収税額 = 外国税額控除後の所得税額

(ロ)外国税額控除後の所得税額 × 2.1% (復興特別所得税率) = 復興特別所得税額

(ハ)利子金額 × 5% (住民税率) = 住民税額

3 限度税率を超えて、外国で源泉徴収される場合

限度税率を超えて外国で源泉徴収される場合、外国での源泉徴収税額が、限度税率によって行われたものとして、日本での源泉徴収を行います。

例えば、スイス(源泉徴収税率35%、限度税率10%)の場合、利子に対して、実際は現地において35%の源泉徴収が行われます。しかし、日本の源泉徴収にあたっては、限度税率である10%で現地での源泉徴収が行われているものとして、②の計算式により日本での源泉徴収税額を計算します。その結果、現地源泉徴収税率(35%)が限度税率(10%)を超える25%の部分については、スイスに対して還付請求を行うことになります。

6

第10節 外国証券投資

外国税額控除

POINT

外国証券投資によって生じる国際的二重課税を調整するため、外国で課された税額のうち一定の金額を、日本の所得税・住民税から控除することができます。

1 概要

外国証券投資に係る利子・配当等は、まず外国で課税（源泉徴収）されます。日本の投資家（居住者）の場合は、この利子・配当等に対して日本国内でも課税されます。このように外国と日本とで二重に課税されるケースでは、二重課税を調整するため「外国税額控除」の規定が設けられており、日本で確定申告することで、支払った外国税のうち一定額を日本の所得税・住民税から控除することができます。

2 税額控除できる金額

支払った外国税のうち控除できる金額は、次の計算式によって計算します。

外国税額控除限度額の計算

$$\text{所得税の控除限度額} = \text{その年分の所得税額} \times \frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年分の所得総額}}$$

道府県民税の控除限度額＝所得税の控除限度額×12%（一定の指定都市の区域内に住所を有する方は6%）

市町村民税の控除限度額＝所得税の控除限度額×18%（一定の指定都市の区域内に住所を有する方は24%）

※その年分の所得総額は、その年分の国内所得総額と国外所得総額の合計です。

日本の居住者（非永住者を除きます）の場合、課税対象はすべての所得であり、源泉が国内にあるか国外にあるかを問いません。

- 支払った外国税額が所得税の控除限度額よりも多い場合には、まず道府県民税の控除限度額から控除し、次に市町村民税の控除限度額から控除します。
- 外国税額控除の適用を受けられるのは確定申告をした場合に限られます。したがって、源泉分離課税である一般公社債等の利子や、申告不要を選択した上場株式等の配当等、特定公社債等の利子等については、外国税額控除の適用はありません。
- 外国税額が所得税等の控除限度額を下回った場合の差額を「控除余裕額」といい、逆に上回った場合の差額を「控除限度超過額」といいます。「控除余裕額」と「控除限度超過額」は、翌年以後、3年間繰越することができます。

コラム column

公募投資信託等の収益の分配金に対する外国税額控除（二重課税調整制度）

1 制度の趣旨

公募投資信託等が海外の資産に投資している場合、その投資から得た配当等に対して、まず外国で課税されます（外国所得税）。そして、証券会社等が、国内の投資家に対して、この公募投資信託等の収益の分配金を支払う際には、国内でも所得税が課税されることから、外国所得税との二重課税が生じていました。そこで、2018年度税制改正により、2020年1月1日以降、証券会社等が、外国所得税が課税された公募投資信託等の収益の分配金を支払う際に、二重課税調整計算を行うこととされました。

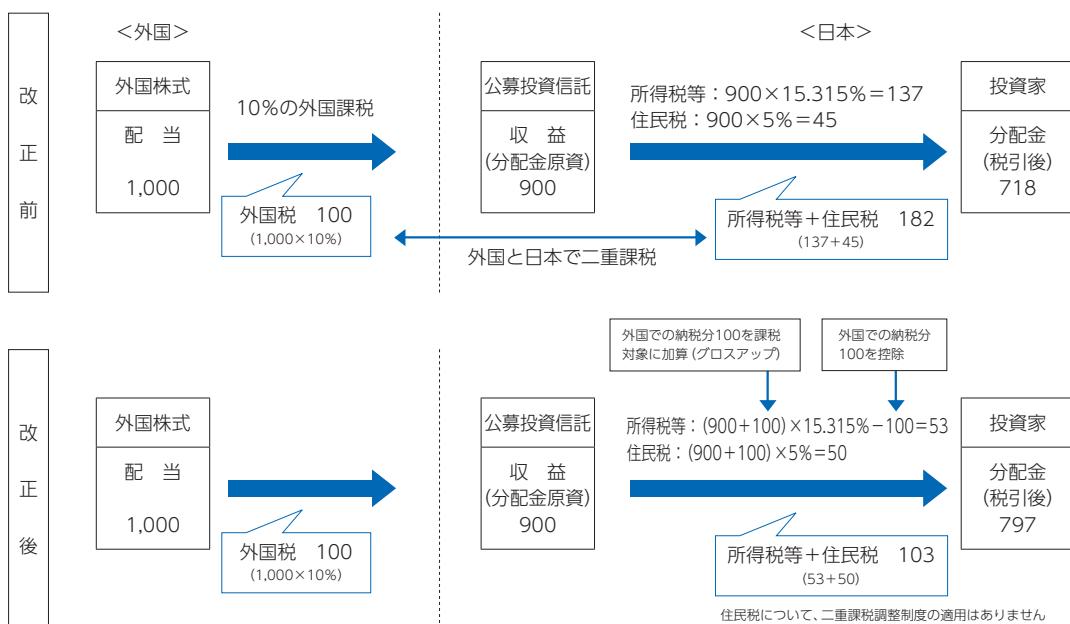
2 制度の内容

①収益の分配金を支払う際に行われる二重課税調整

外国所得税が課税された公募投資信託等の収益の分配金を支払う証券会社等は、外国において課税されていないとみなされる分配金の額を算出（グロスアップ計算）し、所得税額を計算した後、そこから一定の外国所得税を控除することにより、二重課税調整後の分配金を投資家に対して支払うこととなります。

税制改正前後における二重課税調整のイメージ

（外国株式の配当1,000円、普通分配金としてすべてを分配する場合。外国課税を税率10%で計算、売却益はないものと仮定。）



コラム column

②対象商品

2020年1月1日以降、二重課税調整制度の対象となっている商品は、以下のとおりです。

～税制改正前後における二重課税調整制度の対象～

	改 正 前	改 正 後	
国内籍の商品	公募投資信託 (ETF、上場REIT、上場JDRを除く)	×	新設 ※2 新設 ※2
	私募投資信託	○	
	ETF、上場REIT、上場JDR (株式数比例配分方式)	×	
	ETF、上場REIT、上場JDR (株式数比例配分方式以外)	○	

○：外国税額控除の対象

×：外国税額控除の対象外

※1 公募投資信託の元本払戻金(特別分配金)は二重課税調整の対象外となります。

※2 私募投資信託等の外国税額控除も2020年1月1日以降に支払われる分配金から、確定申告時の扱いを公募投資信託等の外国税額控除と統一し、④の分配時調整外国税相当額控除の対象となっています。

③証券会社等からの通知

二重課税調整を行った証券会社等は、個人の投資家に対して、収益の分配金のほか、源泉徴収される所得税の額、控除外国所得税相当額等を書面にて通知することとされています。なお、特定口座(源泉徴収あり)内で受け入れている時は、「特定口座年間取引報告書」の「上場株式配当等控除額」欄に、控除された一定の金額が記載されます。

④確定申告における分配時調整外国税相当額控除

①の調整後、支払いを受けた公募投資信託等の収益の分配金について、個人の投資家が確定申告をする場合、総合課税と申告分離課税のいずれを選んだ場合であっても、証券会社等が調整を行った外国所得税相当額を、一般の外国税額控除 P.203 と区別して、その年分の所得税額から控除することになります(確定申告時の控除のことを「分配時調整外国税相当額控除」といいます)。分配時調整外国税相当額控除は、まず所得稅額から控除し、所得稅額から控除しきれないときは残額を復興特別所得稅額から控除します。復興特別所得稅額からも控除しきれないときは切り捨てとなり、その控除しきれない部分については還付されません。また、住民税については控除対象外となります。

みなし外国税額控除

POINT

一定の開発途上国の債券や株式に投資した場合、実際に課税されていなくても、その国で納税したものとみなした税額を、国内の所得税・住民税から控除できます。なお、税額控除できる金額には限度があります。

1 概要

開発途上国の多くは自国の経済開発等を目的として、海外からの投資に対して優遇税制措置を講じていますが、外国税額控除制度のもとでは、開発途上国において税額が減免されても、その分投資家の居住国での外国税額控除が少なくなるだけにすぎません。

そこで、租税条約により、開発途上国で減免された税額について、あたかも開発途上国で課税されたかのように取扱い、納付したとみなした税額を投資家の居住国における納付税額から控除するという制度が設けられています。これを「みなし外国税額控除」といいます。

「みなし外国税額控除」にも、税額控除できる金額に限度があります。

2 みなし外国税額控除が適用される主要国と税率

国名	利子	配当
ブラジル	20%	25%
中国	10%	20% (※)

※ 中国の合弁企業の場合、10%

3 みなし外国税額控除の適用手続き

①外国株式の配当

- ・みなし外国税額を証明する書類(証券会社から受取る計算書の写し等)を確定申告の際に添付する必要があります。

②特定公社債にあたる外国公社債の利子

- ・みなし外国税額を証明する書類(証券会社から受取る計算書の写し等)を確定申告の際に添付する必要があります(一般公社債のうち、差額徴収方式が適用されたものは、手続不要です)。

③国内発行で国内において利払いが行われる一般公社債の利子

- ・証券会社等から発行される利子についての明細書等を添付して「租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書」を提出する必要があります。
- ・還付請求書の提出先は、所得税は納税地の所轄税務署、住民税は証券会社の営業所等の所轄都道府県税事務所になります。

FAQ

記名外国株式の配当を受けた場合

Q

記名外国株式の配当を受けた場合における課税の取扱いについて教えてください。

A

記名外国株式の配当を受けた場合には、「支払開始日と定められている日」の対顧客直物電信買相場（TTB）で換算します。したがって、邦貨換算日と実際に証券会社等から配当が交付される日との間に為替相場が変動した場合には、為替差損益が発生します。この為替差損益は雑所得に該当し、具体的には次のように取り扱われます。

〔計算例〕

記名の上場外国株式を保有しており、次のような条件で配当の支払を受けたとします。

保有株式数	100株
1株当たり配当金	10 \$
支払開始日と定められている日の為替レート	1 \$ = 100円
証券会社等から配当金が支払われた日の為替レート	1 \$ = 105円
現地源泉徴収税率	15%

この場合、日本での課税関係は次のようにになります（ただし、外国税額控除制度があります）。

配当所得	100株 × 10 \$ × 100円 = 100,000円
外国源泉徴収税額	100株 × 10 \$ × 100円 × 15% = 15,000円 …外国税額控除対象額 P.203
国内源泉徴収税額	(100,000円 - 15,000円) × 20.315% = 17,267円（1円未満切捨て）
雑所得（為替差益）	100株 × 10 \$ × (100% - 15%) × (105円 - 100円) = 4,250円

- ・配当所得は、「保有株式数」に「1株当たり配当金」と「支払開始日と定められている日の為替レート」を乗じて計算します。
- ・外国源泉徴収税額は、上記「配当所得」の金額に「現地源泉税率」の15%を乗じて計算します。
- ・国内源泉徴収税額は、「配当所得」から「外国源泉徴収税額」を控除した残額に国内源泉徴収税率を乗じて計算します。
- ・雑所得（為替差益）は、「保有株式数」に「1株当たり配当金」を乗じた外貨ベースの金額から「外国源泉徴収税額」（外貨ベース）を控除した残額に「証券会社から配当金が支払われた日の為替レート」と「支払開始日と定められている日の為替レート」の差額を乗じて計算します。

FAQ

外貨建株式等の決済

Q

外貨建株式等の決済において、外貨決済と邦貨決済といった決済方法の違いによって課税関係は異なるのでしょうか。

A

課税関係は、異なりません。外貨決済する場合でも決済時のレートで邦貨換算して売却損益を認識します。

邦貨換算レートについて

外貨建株式等に係る売却損益を計算する場合には、売却収入と取得価額をそれぞれ邦貨に換算する必要があります。売却収入と取得価額は、原則として、それぞれ以下の為替レートを使用して邦貨に換算します。

- ・売却収入の邦貨換算・・・約定日における対顧客直物電信買相場 (TTB)
- ・取得価額の邦貨換算・・・約定日における対顧客直物電信売相場 (TTS)
また、売買によって生ずる為替差損益は売却損益に含めて計算を行います。

【計算例】

・2021年4月27日に外国株式を10,000ドルで購入
(2021年4月27日TTB : 110円/ドル)

・2023年4月27日に同株式を11,000ドルで売却
(2023年4月27日TTB : 135円/ドル)

売却収入 : 11,000ドル×135円=1,485,000円

取得価額 : 10,000ドル×110円=1,100,000円

売却損益 : 1,485,000円-1,100,000円=385,000円

売却損益385,000円は、外国株式の取得時点から売却時点までの為替差損益を加味して計算した金額となります。

FAQ

外貨建定期預金と外貨建MMFの相違点

Q

外貨建定期預金と外貨建MMFの相違点について教えてください。

A

「外貨建定期預金」と「外貨建MMF」は、それぞれ運用面の特徴や手数料等に違いがあります。また、為替差損益に関する税金の取扱いも異なります。

1 円貨で外貨建定期預金に預入れ、または外貨建MMFを購入した場合

所得税は損益を課税対象としますので、円貨で外貨預金に預入れまたは外貨建MMFを購入したことによる課税は生じません。

2 利息または収益分配金の取扱い

①外貨定期預金の利息

20.315%の税率による源泉分離課税ですので確定申告の必要はありません。

②外貨MMFの収益分配金

利子所得として20.315%の税率により源泉徴収されます。「申告不要」または「申告分離課税」のいずれかを選択します。

3 外貨建預金を払出した場合

①外貨建預金を払出し、他の金融機関に預入れた場合

Q A銀行に米ドル建で預入れた定期預金5万ドルが満期になったため、満期日に全額を払出し、同日、当該5万ドルをB銀行に預入れました。この場合、B銀行に預入れた時点で当該5万ドル部分に関する為替差益を所得として認識する必要がありますか。

- ・預入時のレート … 1ドル100円
- ・払出時のレート … 1ドル110円

A 同一の外国通貨で行われる外貨建預金の預入れ・払出しは税法上の外貨建取引に該当しないものと考えられているため、B銀行に預入れした時点では為替差益を認識しません。

②外貨建預金を払出し、外貨建MMFに投資した場合

Q 米ドル建で預入れた預金5万ドルを払出し、その全額を使って米ドル建の外貨建MMFを購入しました。この場合、当該外貨建MMFを購入した時点で預金にかかる為替差益を認識する必要がありますか。

- ・預金の預入時のレート 1ドル100円
- ・外貨建MMFの購入時のレート ... 1ドル110円

A 為替差益を認識する必要があります。

外貨建の預金をもって外貨建MMFという資産を購入する行為は、税法上、外貨建取引に該当します。したがって、外貨建MMFの購入金額の円貨換算額と当該外貨建MMFの購入に充てた外国通貨の取得時の為替レートにより円貨換算した金額との差額を為替差益として認識します。預金に対する為替差益のため「雑所得」として総合課税の対象となります。

$(110\text{円}-100\text{円}) \times 50,000\text{ドル} = 500,000\text{円}$ (為替差益：雑所得)

4 外貨建定期預金や外貨建MMFを円貨や別の外貨に換えた場合

①外貨建定期預金 … 為替差損益は「雑所得」に該当し総合課税

例えば、1ドル105円の時に米ドルの外貨建定期預金に預入れ、満期時（1ドル110円）に円貨として引き出したケースを想定します。満期時には、利息とは別に円安による効果、すなわち元本1ドルにつき5円（110円-105円）の為替差益が生じます。この差益は「雑所得」に含まれ、総合課税の対象となります。

為替差益の場合には、給与所得等の他の所得と合算され累進税率が適用されます。

為替差損の場合には、他の雑所得（貸付金の利子や年金等）と通算します（通算しきれない為替差損は、なかつたものとされるため、給与所得等の他の所得と通算できません）。

②外貨建MMF … 為替差損益は譲渡所得に含めて計算

例えば、1ドル105円の時に米ドルの外貨建MMFを購入し、1ドル110円の時に中途換金（売却）して円貨に換えたケースを想定します。

この際に生じる為替差益（5円に相当する部分）は、外貨建MMFの売却益に含まれるため、上場株式等グループ内の譲渡所得として、税率20.315%の申告分離課税の対象となります。

※①②は円貨として引き出すまたは円貨に換えたケースを記載していますが、別の外貨の場合であっても同様の取扱いになります。